

大 個 審 第 1 6 号  
( 答 申 第 2 9 1 号 )  
平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日

大阪府警察本部長 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 野 田 崇

個人情報の取扱いに関する意見について ( 答 申 )

平成 2 8 年 9 月 2 6 日 付 け 犯 本 第 1 2 4 1 号 で 諮 問 の あ っ た 「 被 疑 者 の 勾 留 時 に お け る 通 知 制 度 」 ( 堺 市 ) に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 8 条 第 2 項 第 9 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 目 的 外 提 供 に つ い て 、 審 議 の 結 果 、 生 活 保 護 の 二 重 支 給 を 防 止 す る た め 、 被 収 容 者 情 報 を 提 供 す る と い う 本 通 知 制 度 の 公 益 性 に つ い て は 理 解 で き る も の の 、 被 収 容 者 情 報 を 目 的 外 に 提 供 す る こ と に つ い て の 相 当 性 が 明 ら か で あ る と ま で は 認 め る こ と が で き な か っ た 。

こ の た め 、 現 時 点 で は 、 本 通 知 制 度 の 本 格 実 施 を 認 め る こ と は で き な い が 、 生 活 保 護 の 二 重 支 給 の 実 態 等 を 明 ら か に し 、 本 制 度 実 施 に 相 当 性 の 有 無 を 検 証 す る た め 、 一 定 期 間 に 限 り 本 通 知 制 度 の 試 行 実 施 を 認 め る こ と は 相 当 で あ る 。 試 行 実 施 に あ た っ て は 、 下 記 事 項 に 留 意 の 上 、 試 行 開 始 か ら 1 年 を 期 限 と す る こ と と し た の で 、 答 申 す る 。

な お 、 当 審 議 会 と し て は 、 相 当 性 の 有 無 を 検 証 す る に あ た っ て 、 別 記 の よ う な 点 が 考 慮 さ れ る べ き も の と 考 え る 。

記

- 1 本通知制度の目的は、収容期間における二重支給の防止にあるのであって、不正受給を解消する目的で行うものではないことを、堺市とともに十分周知すること。その際、生活保護の被保護者に対する偏見を助長することが無いよう、堺市とともに併せて十分説明すること。
- 2 実施機関が、被収容者情報を取り扱う際、警察本部において個人情報を集約する職員を最小限度に限定するなど、個人情報の管理について厳正に取り扱うこと。
- 3 実施機関から個人情報の提供先である堺市に収容事実を伝達する際には、提供先の担当者を限定するほか、個人情報の管理方法等について、堺市と検討した上で厳格に定めること。
- 4 堺市において、実施機関から提供された情報と生活保護情報とを突合した結果、生活保護の支給事実がないことが判明した場合は、堺市に対し、迅速かつ確実に当該個人情報を消除するよう求めること。
- 5 当審議会が認めた期間内であっても、本通知制度の運用に際して個人情報の取扱いに問題や疑義が生じた場合には、直ちに制度の運用を休止し、当審議会に報告すること。
- 6 当審議会が認めた期間内に、本通知制度の運用状況について、当審議会への報告を行うこと。

(別記)

- ア 本通知制度は、二重支給を防止するために被收容者情報を提供するものであり、生活保護の適正化の観点からの公益性は認められるが、相当性を認めるためには、このような二重支給が実際にどの程度なされているのか、生活保護行政の制度内で対応できないかについて十分検討する必要がある。仮に十分な制度的検討を伴わないまま、目的外提供として安易に一般化されるとすれば、当審議会としては懸念を持たざるを得ない。
- イ 本通知制度の公益性・相当性の裏付けとなる生活保護制度の公益性とは、「適切に保護が行われること」を意味するものである。不必要な者に保護が支給されるべきでないこと（濫給防止）に加えて、最後のセーフティネットとしての生活保護の役割に鑑み、必要な者に適切迅速に支給されるべきこと（漏給防止）も公益性の内容に含まれる。本通知制度を含めた生活保護についての堺市の取り組みがこの点でバランスのとれた制度設計になっているか、実際のニーズに即した迅速な保護を本通知制度が万が一にでも阻害することがないかという点もまた、公益性・相当性の判断要素たりうると考える。
- ウ 本通知制度の相当性の判断にあたっては、それが不利益をもたらす恐れがないかについても検討する必要がある。仮に本通知制度の運用によって生活保護の被保護者に対する偏見を助長することになれば、制度の公益性・相当性について疑念を生ぜしめることになる。言うまでもなく本通知制度の目的は、收容期間中における「二重支給」を防止することにあつて、いわゆる「不正受給」の問題ではない。また、もちろん、收容の理由となった犯罪の嫌疑の成否等とは全く関係ないものである。本通知制度によって、生活保護の被保護者に不利益をもたらすことを防止するためには、これらの点を市民に十分周知して偏見助長につながらないような対策をとることが必要である。
- エ 本通知制度が不利益をもたらすことを防止するためには、提供される情報がきわめてセンシティブであることに鑑みた管理のあり方の十分な検討が必要である。例えば、本通知制度で使用する「逮捕・勾留等通知一覧表」については、その適正な管理の在り方、また、要否も含めて検討すべきである。